

日本司法支援センター 中期目標期間評価 総合評価様式

1. 全体の評価		
評価 (S、A、B、C、D)	B：中期目標における所期の目標を達成していると認められる。	(参考：見込評価) ※期間実績評価時に使用
		B
評価に至った理由	項目別評価では、A評価が●項目、B評価が●項目、C項目が●項目あり、中期目標期間を通じておおむね順調な組織運営が行われていること、また、全体の評価を引き下げるべき事象もなかったことから、「日本司法支援センターの業務実績評価に係る基本方針」に基づきB評価とした。	

2. 支援センター全体に対する評価	
支援センター全体の評価	事務所の存置等（項目1－5）については、令和7年4月に東京地方事務所上野出張所を、法テラス東京法律事務所と同じ建物・フロアに移転させて、業務の効率化を図った。また、司法過疎地域事務所について、地元の関係機関との調整を進め、新規設置の一手前まで至った。 司法アクセス拡充のための体制整備等（項目1－6）については、令和4年度から始まった靈感商法等対応ダイヤルの運営、令和5年度に成立した特定不法行為等被害者特例法に基づく特定被害者法律援助の運用等、本中期目標期間を通じて旧統一教会の被害者対応における中核的な役割を果たした。また、旧統一教会の被害者対応から始まったワンストップ相談会を犯罪被害者全般に拡大して実施したり、「トー横キッズ」「闇バイト」といった社会問題の当事者に対する司法アクセスの確保の取組を迅速に行った。 民事法律扶助業務（項目2－9）については、出張法律相談及び特定援助対象者法律相談援助の実施件数の増加傾向を維持し、また、オンラインによる法律相談等の活用も進めた。 犯罪被害者支援業務（項目2－12）については、令和6年度に総合法律支援法を改正して新制度となる犯罪被害者等支援弁護士制度を創設し、令和7年度にはその運用開始に向けた業務方法書改正や担い手となる弁護士の確保等の準備を進めた。 一般管理費及び事業費の効率化（項目3－14）については、人件費についての合理化・効率化を適切に進めたほか、毎年度、一般管理費及び事業費の削減目標を達成した。 民事法律扶助における立替金債権の管理・回収等（項目4－17）については、被援助者への催促方法について工夫を凝らして償還率向上を図るなどして、各年度とも償還率及び償還滞納率について指標上の目標を達成した。 内部統制の確実な実施（項目5－19）については、本部及び地方事務所のそれぞれにおいて定期的な執行部会を開催したり、常勤弁護士及び職員に対する研修等を実施するなどの取組を継続した。 業務内容の周知を図る取組の充実（項目5－20）については、訴求対象を具体的に設定して、それに向けたデザインや媒体を用いた広報活動を展開するなどの取組を行うことで、認知度を少しずつ伸ばし続けた。 報酬・費用の立替・算定基準（項目5－21）については、令和5年度に国選弁護等の報酬改定に至ったことは高く評価できる。 その他の項目についても、おおむね所期の目標を達成していると認められ、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	(項目別評定で指摘した課題、改善事項) 常勤弁護士の採用及び配置(項目1-2)については、常勤弁護士の業務量について令和7年度までの指標の達成に懸念があり、本中期目標期間最終年度に向けて改善が求められる。また、常勤弁護士の採用数が減少傾向にあり、令和6年度には退職超過に転じたところ、この点は持続可能な法的支援体制を維持するに当たって大きな課題であって、採用戦略の抜本的な見直しが急務である。 司法アクセス拡充のための体制整備(項目1-6)については、人口1,000人当たりの法律相談援助件数が2件以上の自治体数が、令和3年度と比較して減少している点は課題であり、同自治体数を増やすことが求められる。また、電話等相談援助実施件数が令和5年度から5,000件以上減少している点も無視できず、特に同件数に含まれるオンライン法律相談については今後の拡充が求められるところである。 被害者支援業務(項目2-12)については、令和8年4月までに運用が開始される予定の犯罪被害者等支援弁護士制度の円滑な運用開始に向けた準備を着実に進めていくことが求められる。 自己収入の獲得等(項目4-16)については、一般寄附件数の増加につながった令和6年度の種々の工夫は評価できるものの、本中期目標期間を通じて寄附金額が減少を続けている点は課題であり、寄附金の適切な確保がなされるよう更なる工夫を期待したい。
その他改善事項	特に記載すべき事項はない。

4. その他事項	
監事等からの意見	特に記載すべき事項はない。
その他特記事項	特に記載すべき事項はない。